

札幌医科大学保健管理センター規程（平成19年4月1日規程第18号）

（趣旨）

第1条 札幌医科大学の学部学生、大学院生及び専攻科学生並びに職員（以下「学生及び職員」という。）の保健管理に関する専門的業務を担当し、積極的に学生及び職員の心身全般にわたる健康の保持増進を図るため、札幌医科大学に札幌医科大学保健管理センター（以下「センター」という。）を置く。

（業務）

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生及び職員の保健管理実施計画の企画及び立案
- (2) 学生及び職員の保健管理に関する研究及び調査
- (3) 学生及び職員の健康保持増進に関する必要な措置及び指導
- (4) 学生及び職員の定期健康診断の実施並びにその結果に係る学生及び職員に対する指導及び助言
- (5) 学生及び職員の健康相談並びに精神保健に関する指導及び助言
- (6) 感染症の予防等についての指導・助言
- (7) 保健室及び健康相談室の管理・運営
- (8) 入学者選抜の健康に係る事前相談に関する業務
- (9) その他保健管理に関する必要な業務

（組織）

第3条 センターは次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学校医
- (4) 保健師
- (5) 看護師
- (6) カウンセラー

（センター長等）

第4条 センターにセンター長及び副センター長を置く。

2 センター長及び副センター長は、学長が任命する。

3 センター長は、センターの業務を掌理する。

4 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

（看護師及びカウンセラー）

第5条 看護師及びカウンセラーは、センター長が指名する者をもって充てる。

（運営委員会）

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、札幌医科大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者選抜健康診断部会)

第7条 入学者選抜における健康に係る事前相談に関する業務を行うため、札幌医科大学保健管理センター入学者選抜健康診断部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 センターの庶務は、事務局総務課及び学務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年8月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命されたセンター長及び副センター長の任期は、第5条第4項及び第5条の2第4項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則（平成24年3月1日規程第22号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規程第12号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日規程第56号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年5月14日規程第35号）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日規程第60号）

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日規程第28号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規程第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月19日規程第45号）

この規程は、令和2年6月19日から施行する。

附 則（令和3年4月14日規程第44号）

この規程は、令和3年4月14日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規程第25号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。